



四国司法書士法人のシームレスサポート



身近な暮らしの法律問題に対して
お客様に寄り添い解決の為に協力させて頂いております。





四国司法書士法人シームレスサポートは、
お客様が安心して生涯を過ごしていただけるよう、
大切な“財産の承継”をはじめ、
さまざまなサポートを
四国司法書士法人の6つの法人が一体となり、
シームレス(継ぎ目のない)に行う
ワンストップサービスです。

T a b l e o f c o n t e n t s

身元保証&生活サポート	04
成年後見人サポート	05, 06
エンディングサポート	07, 08
遺言書作成サポート	09, 10
民事信託手続きサポート	11, 12
相続手続きの基礎知識	13~15
相続手続き代行サービス	16, 17
家庭裁判所手続きサポート	18
測量&不動産登記ワンストップサービス	19

生前対策

- 遺言書
- 贈与
- 民事信託
- 役所の諸手続き
- 株の売却

介護施設入居

- 身元保証
- 見守り
- 死後事務委任

判断能力低下

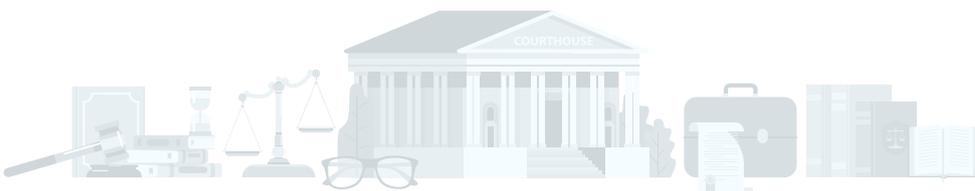
- 法定後見
- 委任後見
- 民事信託
- 役所の諸手続き
- 株の売却

死後事務

- 葬儀喪主代行
- 納骨
- 遺品整理手配
- 役所の諸手続き

生前対策

- 戸籍収集
- 遺言執行
- 相続登記
- 預貯金の解約
- 株の売却



身元保証&生活サポート 施設利用も、入院も、事前の備えで安心。

身元保証とは

高齢者施設への入居の時や病院への入院時に、費用の連帯保証を行ったり、緊急時の連絡先になることです。

- | | |
|--|---|
|  CASE-01
身寄りがいない。 |  CASE-02
親族に負担をかけたくない。 |
|  CASE-03
知人に保証人を頼みたくない。 |  CASE-04
子供がいなくて将来が不安。 |
|  CASE-05
兄弟姉妹はいるが高齢。 |  CASE-06
親戚が遠方にしかいない。 |

四国司法書士法人の身元保証サービス

POINT **身元引受(緊急対応)**
01 ケアプランや医療に関する同意と緊急時の対応を行います

POINT **連帯保証(施設・病院)**
02 施設や病院への入居・入院時の連帯保証を行います

POINT **定期訪問(毎月)**
03 定期訪問を毎月行い、ご要望を承ります

POINT **生活サポート**
04 月に複数回ご利用いただけます(ご利用時間に応じて別途費用がかかります)

POINT **財産管理**
05 ご契約に基づき、適切に管理を行います

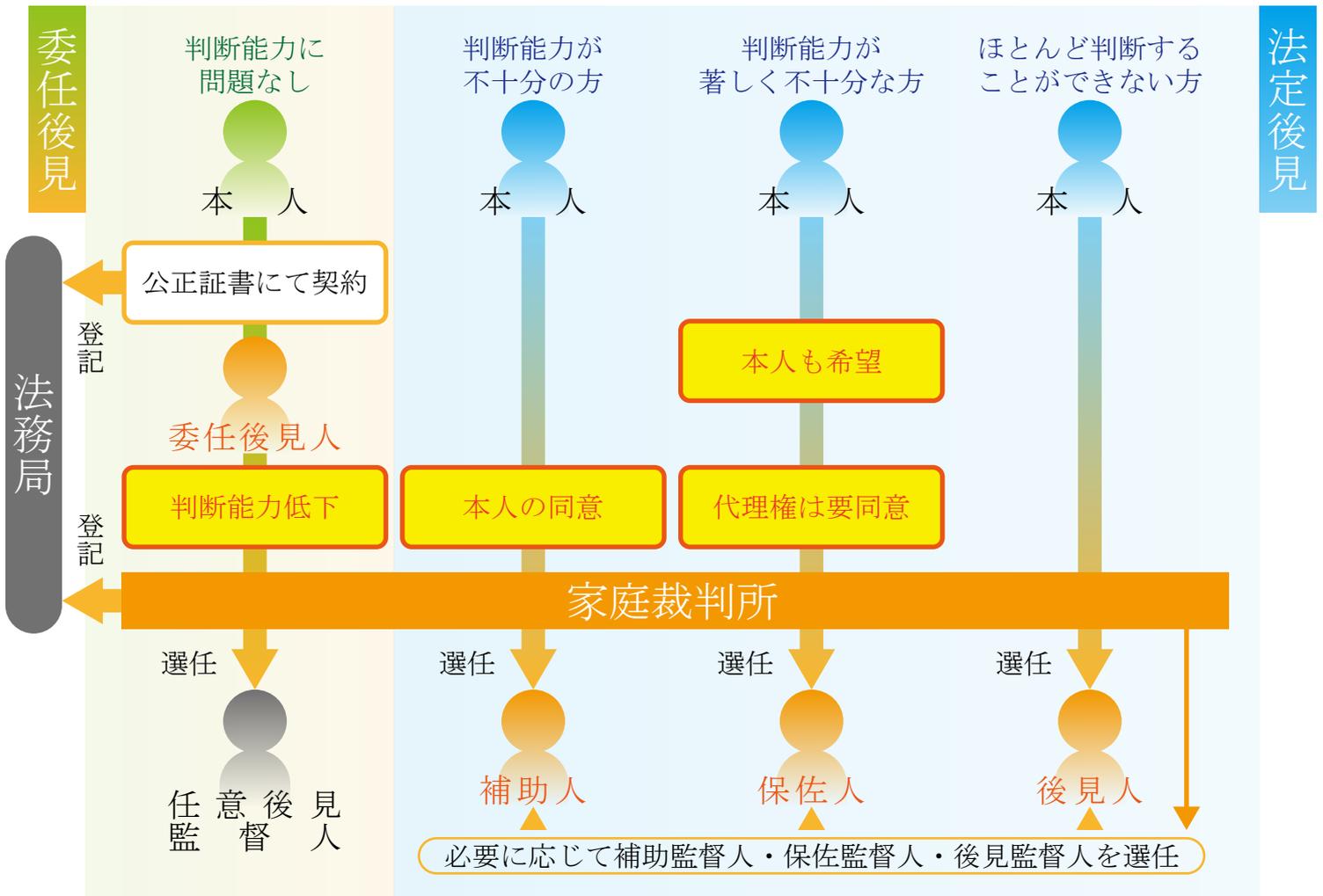
POINT **連帯保証(施設・住宅)**
06 老人ホームや住宅の連帯保証のみの依頼も承ります

充実の生活サポート 日常のさまざまなお困りごとをお手伝いします。

- | | |
|------------|-----------------|
| ● 買い物の付き添い | ● 施設見学の同行 |
| ● 買い物の代行 | ● 手術同意の署名 |
| ● 病院の付き添い | ● 引っ越しの手伝い |
| ● 入院の手続き | ● ケアプランや訪問診療の同意 |

※要した時間により別途費用がかかります。

成年後見制度の流れ



委任後見の各種サポート

法定後見の各種サポート

SUPPORT 資料の収集

01 戸籍・住民票・登記簿謄本などを取得します。

SUPPORT 契約書案の作成

02 委任内容を確認のうえ、案を作成します。

SUPPORT 公証人とのやりとり

03 日程の調整やその他公証人との連絡を行います。

SUPPORT 委任後見人の受任

04 弊所が委任後見人を受任します。

SUPPORT 資料の収集

01 戸籍・住民票・登記簿謄本などを取得します。

SUPPORT 申立書類の作成

02 内容をヒアリングし、申立書類を作成します。

SUPPORT 書記官とのやりとり

03 日程の調整やその他連絡を行います。

SUPPORT 補助・保佐・後見の受任

04 弊所が補助・保佐・後見人に就任します。※

※後見人は、家庭裁判所の裁判官が決めるため、弊所が就任できないケースもあります。

エンディングサポート 安心して生涯を終えるために決めておく、死後事務委任契約。

エンディングサポートとは

亡くなった後の各種連絡や葬儀・納骨・遺品整理など、一般的には親族が行っている手続きを、弊所が行うサービスです。このサポートは、契約時に葬儀の内容や納骨場所など委任する内容の詳細を打ち合わせします。

-  CASE-01
親族と疎遠であり、任せる方が近くにいない。
-  CASE-02
親族はいるが関係が希薄で迷惑をかけたくない。
-  CASE-03
手続きはプロに任せて、親族には供養に専念してもらいたい。

四国司法書士法人のエンディングサポート

ご本人様、又は後見人が生前に弊所と死後事務委任契約を締結することで、ご逝去後に契約内容に基づき業務執行いたします。



親族やご友人などへのご連絡



行政官庁などへの届出



通夜・葬儀



各種公共料金などの連絡と停止



納骨・永年供養など



家財道具や生活用品などの遺品整理



医療費・施設費などの未払い金の精算



SNS 等のアカウント削除



本人

現在



弊所

ご逝去

死後事務委任契約

契約内容に基づき業務執行

エンディングサポートにかかる費用

契約の時

死後事務委任契約 公正証書作成費用・信託口座管理費用

+

※別途、公証役場の手数料がかかります。

執行の時

執行報酬 委任内容による

葬儀代金 直葬・家族葬・一般葬 など

御布施 通夜・葬儀・納骨・永年供養・戒名 など

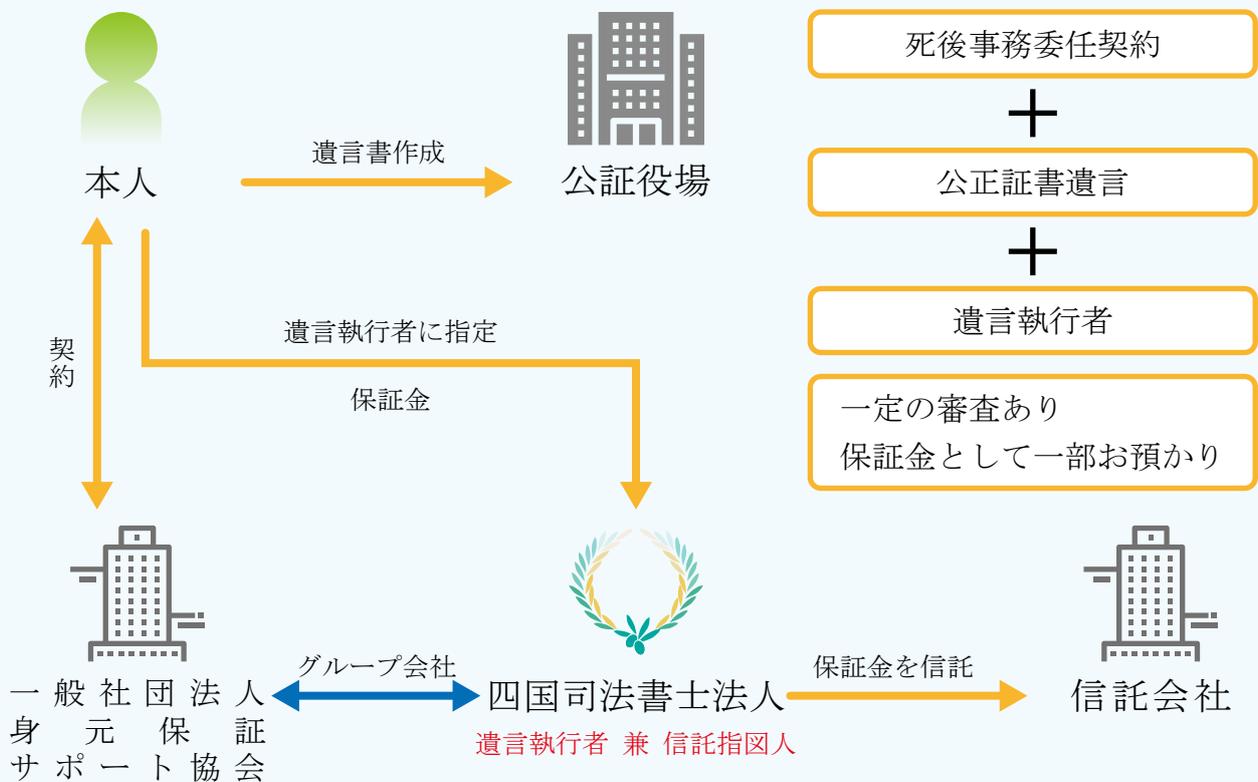
遺品整理費 一軒家・マンション・アパート・高齢者施設 など

予備費 差額ベット代・未払金精算・不足金に充当 など

エンディングサポートの精算方法

執行に係る諸経費を事前に計算し、“遺産”の中から精算します。

ご契約時に、一定の審査があります。また、死後事務委任契約とあわせて公正証書遺言を作成し、遺言執行者に弊所を選任することで、事前に費用を預かることなくサポートを受けることができます。



遺言書作成サポート 相続が争続にならないよう、あなたの意思を実現するお手伝い。

遺言書とは

遺言者の意思を表したもので、相続時に財産を継承させる人を指定し、相続トラブルを未然に防ぐために有効な手段です。法律で定められた方式によって作成するので、相続時にその効力が生じ、遺言者の意思を実現させることができます。

MERIT 相続トラブルを防ぐ

01

遺産の分割方法を指定することで相続トラブルを未然に防ぐことができます。

MERIT 相続手続きの簡略化

02

遺言執行者を指定することにより、遺言執行者のみで相続手続きが行えます。

MERIT 意思を伝える

03

自分の願いや思いを相続人に伝え託すことができます。

遺言の種類

遺言書の作成方法は、法律で厳格に定められています。

ここでは、代表的な「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」をご紹介します。

公正証書遺言	作成	公証役場で公証人が作成 ※証人2名の立ち合い	本人が本文を直筆で作成 ※財産目録のみワープロ可	自筆証書遺言
	保管	公証役場で保管 遺言者は正本または謄本を持ち帰れる	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> 自宅 ご自宅で保管 </div> <div style="text-align: center;"> 法務局 法務局で保管 </div> </div>	
	検認	検認が不要 家庭裁判所の検認は不要	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> 検認が必要 検認が必要 </div> <div style="text-align: center;"> 検認が不要 検認が不要 </div> </div>	
	メリット	家庭裁判所の検認が不要 紛失・変造・不備の心配がない 逝去後の手続きがスムーズ	手軽に書ける 費用がかからない 内容を誰にも知られない	
	デメリット	費用がかかる 証人2名が必要 ※証人は、推定相続人や直系血族でない成年者	不備で無効になることがある 紛失・変造・隠蔽の恐れがある 自宅保管は家庭裁判所の検認が必要	

遺言執行者

遺言執行者とは、遺言を実現するために必要な手続きを行う人です。遺言書の中で指定でき、遺言執行者の指定は任意です。遺言執行者の指定がない場合、指定された人が辞退、または死亡などでいない場合は、相続人または受遺者が家庭裁判所に選任の申し立てを行い選任することができます。

指定すべきケース



CASE-01

不動産や株式を売却して相続させたい



CASE-02

国や自治体、法人に遺贈したい

定めるメリット

MERIT-01

複雑な手続きを専門家に任せることができる

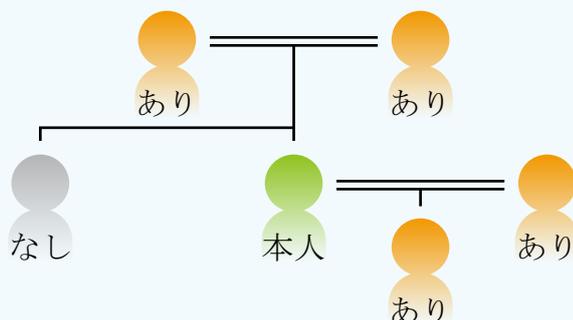
MERIT-02

相続手続きをスムーズに行える

遺留分

遺言書がある場合でも、一部の相続人には法律上留保される権利があります。

相続関係と遺留分の有無



遺留分の割合

相続人	遺留分の割合
配偶者のみ	$1 / 2 \times$ 法定相続分
直系卑属のみ	$1 / 2 \times$ 法定相続分
配偶者と直系卑属	$1 / 2 \times$ 法定相続分
直系尊属	$1 / 3 \times$ 法定相続分

公正証書遺言作成サポート

資料の収集

戸籍・住民票・登記簿謄本などを取得します。

遺言書の分案作成・アドバイス

遺言の内容を伺い、作成やアドバイスをいたします。

財産目録・相続関係図の作成

遺言内容を決めるうえで必要な情報を整理します。

公証人とのやりとり

公証人との打ち合わせや日程調整など全て行います。

スケジュール管理

作成までのスケジュールを立て計画的に進めます。

証人2名立ち合い

作成日は、弊所から証人2名立ち合います。

遺言執行

弊所が遺言執行者となり、遺言を実現するサポートをします。(執行報酬別)

遺言書の保管

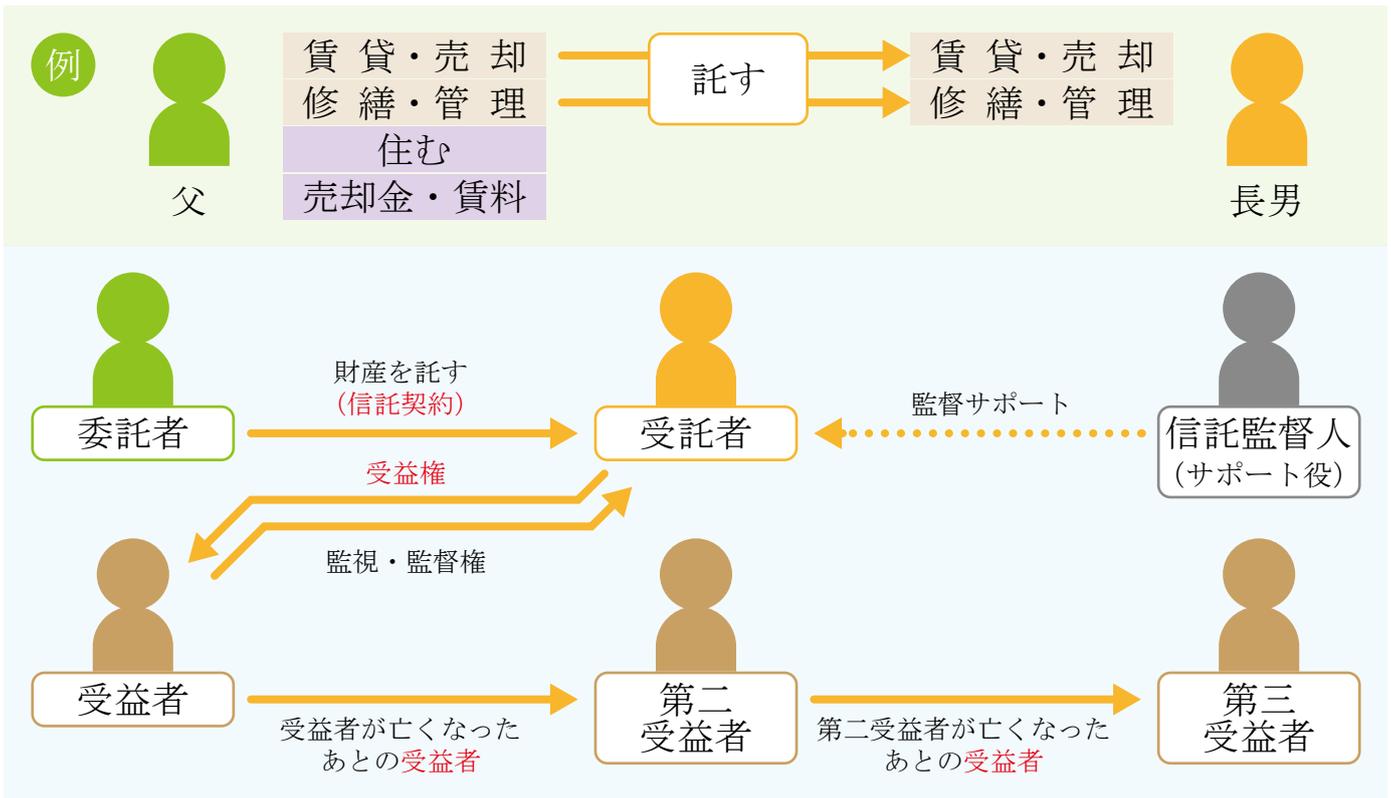
遺言執行を申し込まれた場合は、遺言書を保管します。(保管費別)

民事信託手続きサポート あなたの想いを叶えるため、生前からの民事信託。

民事信託とは

不動産や金銭などの財産を特定の人・目的のために、その財産の使い方(管理・移転・処分等)を信頼できる人に任せる仕組みのことです。

民事信託の概要とイメージ図



民事信託手続きサポート

民事信託手続きサポートは、お客様のお悩みやご要望を伺い、最適な信託スキームを提案し、契約書を作成します。

成年後見制度や遺言書では、実現できなかった新たな財産の管理・承継の方法をご提案します。

SUPPORT 資料の収集

01

必要な資料などを収集します。

SUPPORT 専門家とのやりとり

02

司法書士や税理士、弁護士と打ち合わせします。

SUPPORT アドバイス、契約書案作成

03

ご要望に適した信託スキームを提案し、契約書の案を作成します。

SUPPORT 公証人とのやりとり

04

公証人との打ち合わせや日程調整などを行います。

その不安、民事信託で解消できます。

CASE-01

親が認知症になったら、不動産を売却して売ったお金で老人ホームへ入居できる？

ANSWER

不動産の所有者が認知症になり、判断能力が低下すると**売買契約(法律行為)ができなくなります**。その場合、成年後見人を選任し、代わりに契約をしてもらわなければなりません。また、自宅の処分には家庭裁判所の許可が必要です。下記〔例〕の信託契約により、親が認知症になっても売却することができます。

〔例〕



CASE-02

私が亡くなった後、障がいのある子の将来が心配です。遺言書を作成するだけで足りませんか？

ANSWER

遺言書で障がいのある子に財産を継承させるとその財産を管理する「成年後見人」が別途必要になるケースがあります。また、将来その子が亡くなった時、その子に相続人がいない場合、遺言書を作成しない限り、**財産全額が国庫に帰属**します。下記〔例〕の信託契約により、障がいのある子の亡き後も財産の継承先を指定する事ができます。

〔例〕



CASE-03

経営者が万が一ケガや病気で意識不明になった場合に会社の経営は大丈夫？

ANSWER

社長の交代などを行う場合は、株主総会を開き決議を行う必要があります。しかし、大株主である社長が意識不明になった場合、決議ができず会社の経営が止まってしまいます。下記〔例〕の信託契約により、後継者の成長に合わせて段階的に権限を移し、後継者を育てながら事業承継を進めることができます。

〔例〕



相続手続きの基礎知識 相続の決まりはご存知ですか？相続手続きの基礎知識。

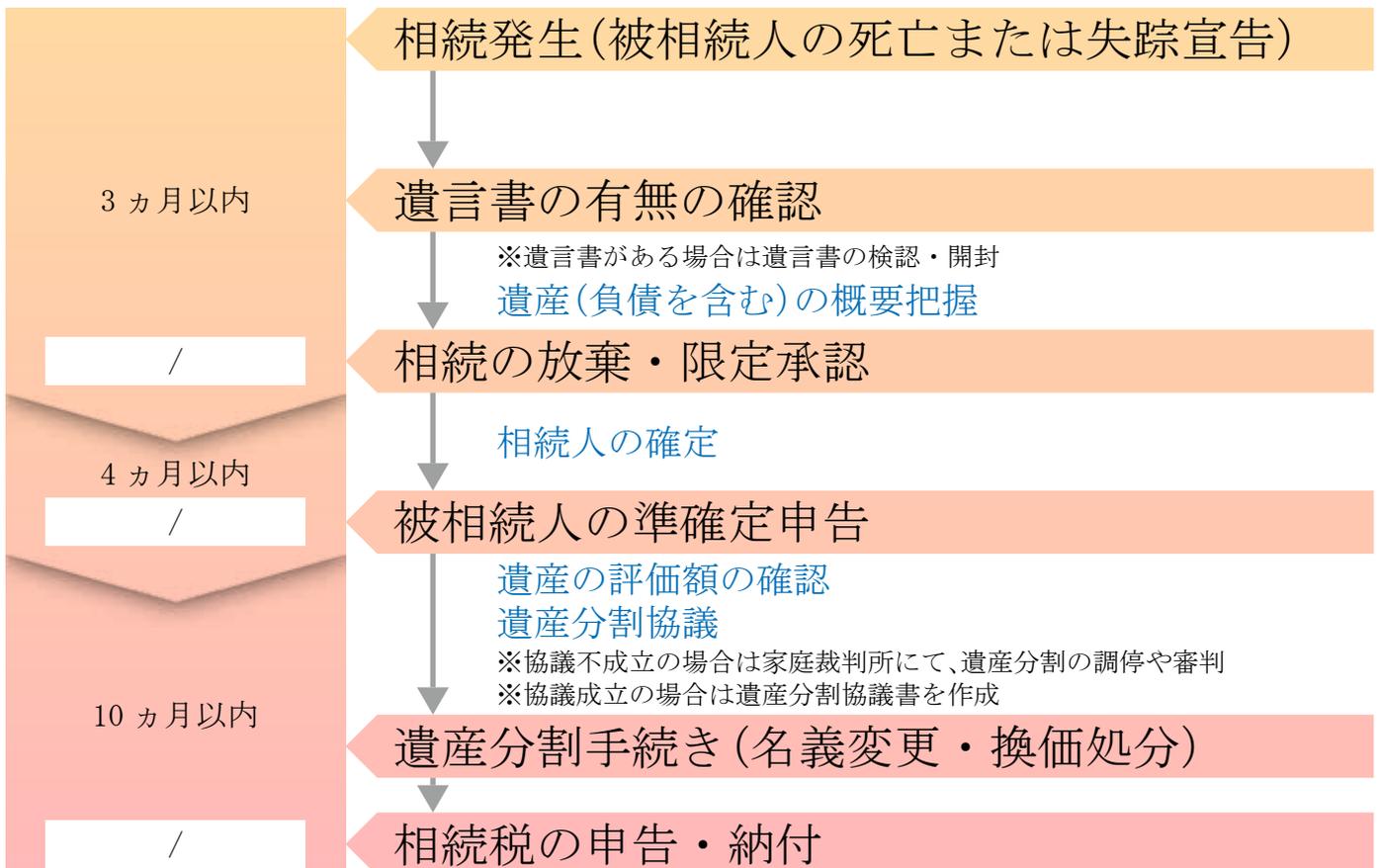
相続手続きについて

相続手続きは、多岐にわたります。手続きは、簡単にできるもの、複雑で面倒なもの、専門家へ依頼すべきものなど様々です。また、期限がある手続きがあり、優先順位をつけることが重要です。手続きをスムーズに進めるには、必要な手続きを把握し、スケジュールリングを行いましょう。

一般的な相続手続き

- | | | |
|-----------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 死亡届け | <input type="checkbox"/> 戸籍の収集 | <input type="checkbox"/> 光熱費 |
| <input type="checkbox"/> 火葬埋葬許可申請 | <input type="checkbox"/> 遺産の調査 | <input type="checkbox"/> 住宅ローン |
| <input type="checkbox"/> 健康保険証の返還 | <input type="checkbox"/> 遺産分割協議書の作成 | <input type="checkbox"/> 賃貸契約 |
| <input type="checkbox"/> 相続税の申告 | <input type="checkbox"/> 遺言書の検認 | <input type="checkbox"/> 保証債務 |
| <input type="checkbox"/> 準確定申告 | <input type="checkbox"/> 相続放棄・限定承認 | <input type="checkbox"/> 会社役員変更 |
| <input type="checkbox"/> 年金の手続き | <input type="checkbox"/> 不動産名義変更 | <input type="checkbox"/> クレジットカード |
| <input type="checkbox"/> 自動車の名義変更 | <input type="checkbox"/> 預貯金の解約 | <input type="checkbox"/> 葬祭費の請求 |
| <input type="checkbox"/> 生命保険の請求 | <input type="checkbox"/> 株式の名義変更・売却 | <input type="checkbox"/> 会員権の名義変更・売却 |

相続手続きのタイムスケジュール

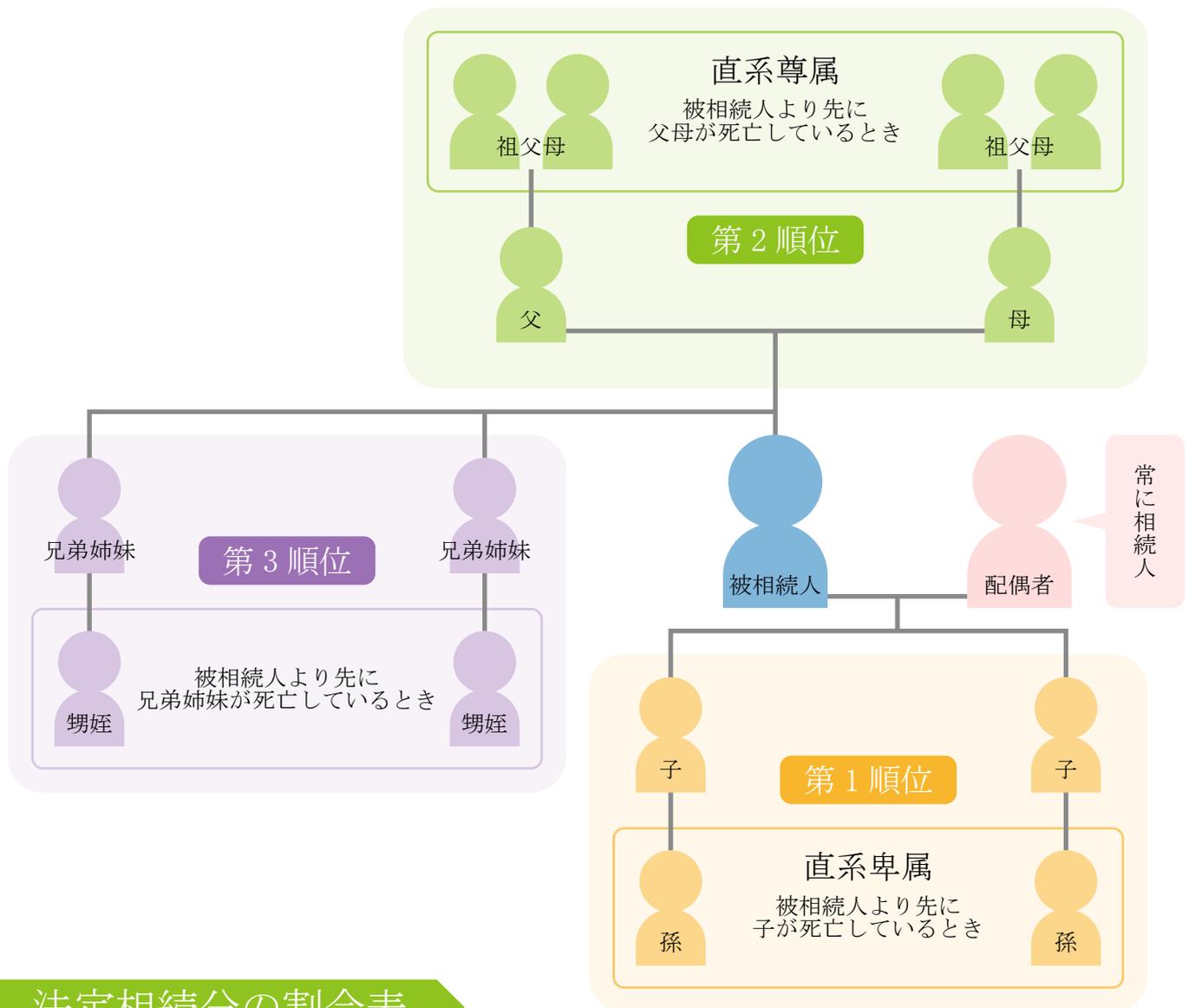


法定相続人・法定相続分とは

法定相続人とは、法律上相続する権利のある人のことです。

法定相続分とは、法定相続人が財産を相続できる割合のことです。相続人が誰でどのくらいあるのかを確認しましょう。

法定相続人と順位



法定相続分の割合表

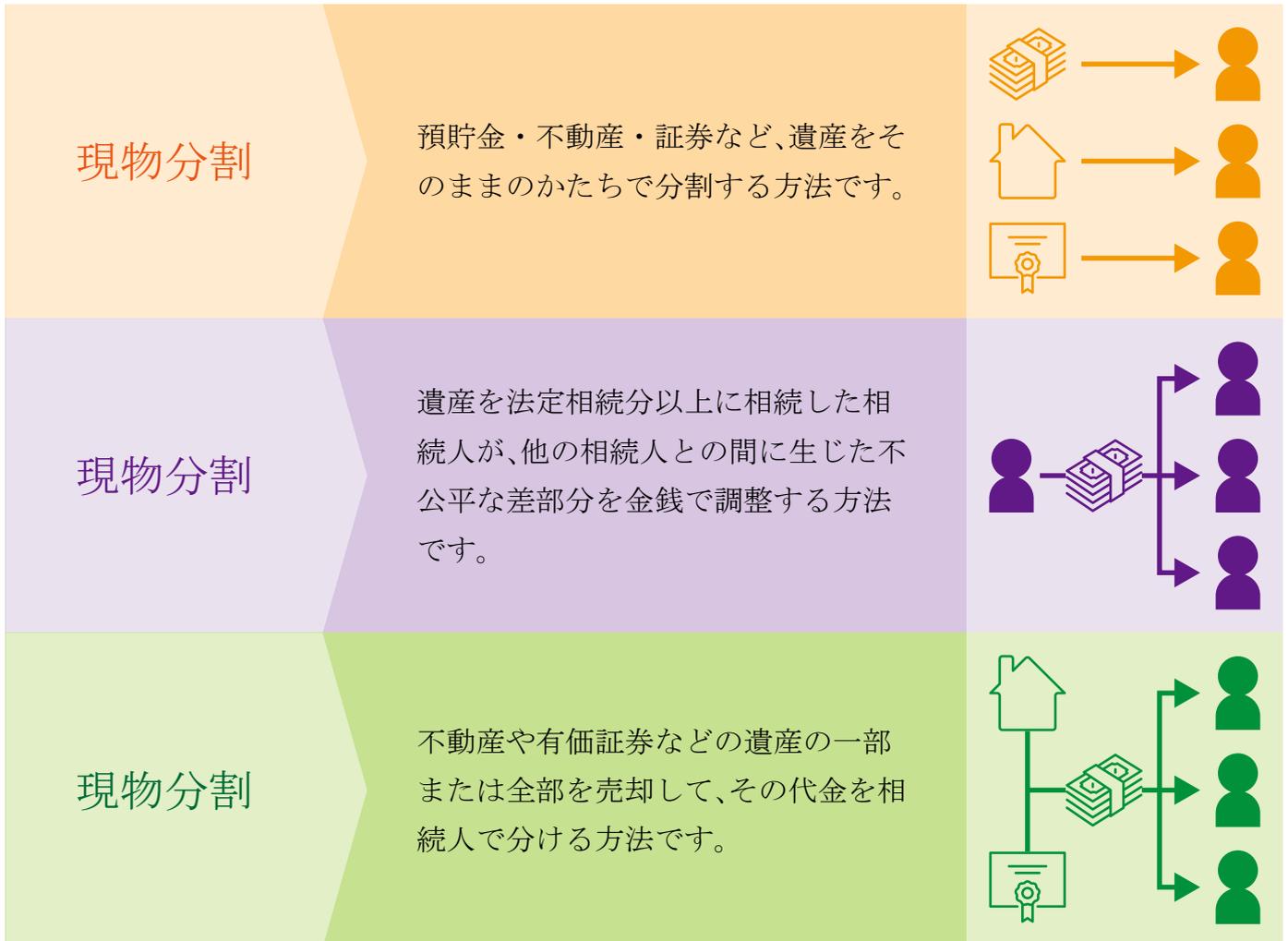
相続人の順位	相続人	法定相続分	
第1順位 配偶者と直系卑属	配偶者	1/2	
	直系卑属	1/2	1/2 を子の数で分割 [例] 子2人の場合 : $1/2 \div 2 \text{人} = 1/4$
第2順位 配偶者と直系尊属	配偶者	2/3	
	直系尊属	1/3	1/3 を両親で分割 [例] 両親健在の場合 : $1/3 \div 2 \text{人} = 1/6$
第3順位 配偶者と兄弟姉妹	配偶者	3/4	
	兄弟姉妹	1/4	1/4 を兄弟姉妹で分割 [例] 2人の場合 : $1/4 \div 2 \text{人} = 1/8$

遺産分割協議とは

相続人全員で遺産の分割方法を決める協議のことです。
相続人の一人でも欠けると成立しません。

遺産分割の3つの方法

遺産を分割する方法には、**現物分割**、**代償分割**、**換価分割**の3種類の方法があります。



遺産分割協議書とは

遺産分割協議書とは、遺産分割協議の結果を書面にしたものです。
作成するかは任意ですが、協議が成立した後、相続人間のトラブルを防ぐためにも作成することをお勧めします。

遺産分割協議書の作成要件

法定相続人全員分の署名、実印、印鑑証明書が必要となります。

遺産分割協議書のメリット

口頭だけの協議では協議が成立した証拠が残らないため、トラブルになる可能性があります。

相続手続き代行サービス 煩雑で面倒な遺産相続手続きをスピーディーに。

四国司法書士法人の相続手続き代行サービス

弊所では、経験豊富な相続の専門家を数多く有しており、煩雑で面倒な相続手続きの代行サービスを行っております。



当てはまる項目がある方はご相談ください

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 何から手を付けていいのかわからない | <input type="checkbox"/> 故人名義の自動車がある |
| <input type="checkbox"/> 相続人が複数いる | <input type="checkbox"/> 相続税がかかるかもしれない |
| <input type="checkbox"/> 相続人が遠方にいる | <input type="checkbox"/> 遺言書がある(あるかもしれない) |
| <input type="checkbox"/> 相続人の代表者が多忙で手続きをする時間がない | <input type="checkbox"/> 遺産分割内容が決まっていない |
| <input type="checkbox"/> 故人名義の銀行口座がある | <input type="checkbox"/> 生命保険の請求がある |
| <input type="checkbox"/> 故人名義の有価証券(国債・株など)がある | <input type="checkbox"/> 年金の手続き方法が知りたい |
| <input type="checkbox"/> 故人名義の不動産がある | <input type="checkbox"/> 先々の相続のことも含めて相談がしたい |

相続手続きお任せパック

相続手続きお任せパックは、金融機関の相続手続きをお客様と一緒に、あるいはお客様に代わって行うサービスです。

また、不動産登記など専門家との連携やご紹介もいたします。

サポート内容



戸籍収集



相続人
調査・確定



財産調査



株式・債権売却



預貯金解約



専門家のご紹介

戸籍収集サポート

戸籍収集サポートは、諸手続きに必要な被相続人の出生から死亡までの戸籍と、相続人全員の現在の戸籍を収集し相続人を確定するサービスです。

サポート内容



戸籍収集



相続人
調査・確定



専門家のご紹介

相続税申告資料収集サポート

相続税申告資料収集サポートは、相続税の申告を行う際に必要な金融機関や不動産の資料収集を行うサービスです。

サポート内容



金融機関の
資料収集



不動産の
資料収集



専門家のご紹介

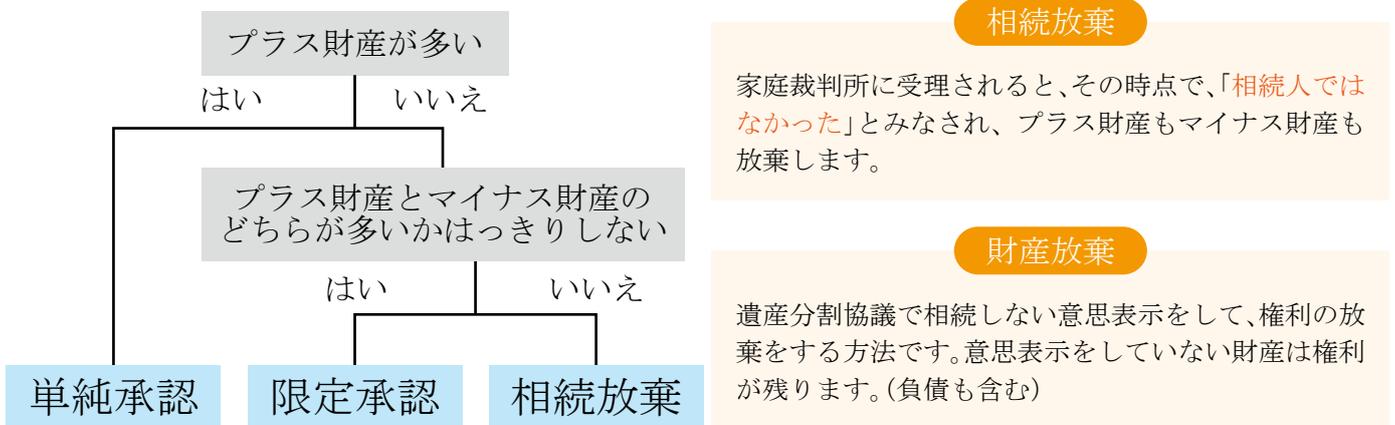
家庭裁判所手続きサポート 遺言書、相続放棄など、家庭裁判所手続きをサポート。

相続に関する家庭裁判所への申立て手続き

相続手続きには、家庭裁判所への申立てが必要な手続きがあります。相続放棄したい場合や、手続きの遺言書が見つかった場合は、家庭裁判所の手続きが必要です。

相続放棄と限定承認

相続放棄や限定承認は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3ヵ月以内に家庭裁判所に申述しなければなりません。その期間を過ぎると単純承認(全てを相続する)とみなされ、相続放棄も限定承認もできなくなります。3ヵ月で判断できない場合は、その期間を伸長することもできます。



遺言書の検認

検認申立てができる者

1. 遺言書の保管者
2. 遺言書を発見した相続人

遺言書の検認とは、被相続人が残した遺言を偽造・変造されていないためにする手続きです。遺言書の有効・無効を判断する手続きではありません。遺言書の検認は、遺言者の死亡を知った後、遅滞なく遺言書を家庭裁判所に提出し、検認の請求をしなければなりません。

下記のような場合は、家庭裁判所の手続きが必要です。

認知症	成年後見人	行方不明	不在者財産管理人	未成年	特別代理人
相続人なし	相続財産管理人	失踪	失踪宣告		
執行者	遺言執行者選任	紛争	遺産分割調停・遺産分割審判		

手続きの専門家である**司法書士**がサポートします。
紛争性がある場合は、相続に強い弁護士をご紹介します。

測量&不動産登記ワンストップサービス 不動産の価値と権利を守る。

不動産の登記

不動産の所有者を明確にし、登記簿という形で証明する仕組みです。

「建物を建てた」「建物を取壊した」「不動産を取得した」などの場合は、登記が必要です。

四国司法書士法人の不動産登記ワンストップサービス

登記事項証明書	表題部																																						
	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">表題部 (土地の表示)</th> <th>調製</th> <th>平成〇年〇月〇日</th> <th>不動産番号</th> <th>123-456789</th> </tr> <tr> <td>地積番号</td> <td>〇〇〇</td> <td>建物種別</td> <td>〇〇</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td colspan="2">A市B町</td> <td>〇〇</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>① 地番</td> <td>② 地目</td> <td>③ 地積</td> <td>④ 用途</td> <td colspan="2">原因及びその日付 (強要の日付)</td> </tr> <tr> <td>100番2</td> <td>宅地</td> <td>330</td> <td>18</td> <td colspan="2">100番から分筆 (昭和53年4月1日)</td> </tr> <tr> <td>所有者</td> <td colspan="5">〇〇〇〇〇〇〇〇△△△△△△△△△△</td> </tr> </table>	表題部 (土地の表示)		調製	平成〇年〇月〇日	不動産番号	123-456789	地積番号	〇〇〇	建物種別	〇〇			所在地	A市B町		〇〇			① 地番	② 地目	③ 地積	④ 用途	原因及びその日付 (強要の日付)		100番2	宅地	330	18	100番から分筆 (昭和53年4月1日)		所有者	〇〇〇〇〇〇〇〇△△△△△△△△△△					権利部	
表題部 (土地の表示)		調製	平成〇年〇月〇日	不動産番号	123-456789																																		
地積番号	〇〇〇	建物種別	〇〇																																				
所在地	A市B町		〇〇																																				
① 地番	② 地目	③ 地積	④ 用途	原因及びその日付 (強要の日付)																																			
100番2	宅地	330	18	100番から分筆 (昭和53年4月1日)																																			
所有者	〇〇〇〇〇〇〇〇△△△△△△△△△△																																						
<table border="1"> <tr> <th colspan="6">【権利部 (甲)】 (所有権に関する事項)</th> </tr> <tr> <th>順位番号</th> <th>登記の目的</th> <th>受付年月日・受付番号</th> <th colspan="3">権利者その他の事項</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>所有権移転</td> <td>昭和53年6月3日 第10247号</td> <td>原簿</td> <td>昭和53年6月3日登記</td> <td>所有者 A市C町2番 西村 太郎</td> </tr> <tr> <th colspan="6">【権利部 (乙)】 (所有権以外の権利に関する事項)</th> </tr> </table>						【権利部 (甲)】 (所有権に関する事項)						順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項			1	所有権移転	昭和53年6月3日 第10247号	原簿	昭和53年6月3日登記	所有者 A市C町2番 西村 太郎	【権利部 (乙)】 (所有権以外の権利に関する事項)															
【権利部 (甲)】 (所有権に関する事項)																																							
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項																																				
1	所有権移転	昭和53年6月3日 第10247号	原簿	昭和53年6月3日登記	所有者 A市C町2番 西村 太郎																																		
【権利部 (乙)】 (所有権以外の権利に関する事項)																																							

新築不動産を購入すると、**土地家屋調査士**による「表題部」の登記、**司法書士**による**所有権や抵当権などの「権利部」**の登記が必要です。四国司法書士法人には、土地家屋調査士と司法書士が在籍しますので、ワンストップで登記を行うことができます。

土地家屋調査士

<p>新築 建物を新築したとき。</p> <p>建物表題登記</p>	<p>リフォーム・増築 建物の増築や車庫・納屋などを新築したとき。</p> <p>建物表題部変更登記</p>	<p>取壊し 建物を取壊したとき。</p> <p>建物滅失登記</p>
<p>土地の分筆 1つの土地を複数に切り分けたいとき。</p> <p>土地分筆登記</p>	<p>土地の合筆 複数の土地を1つの土地にまとめたいとき。</p> <p>土地合筆登記</p>	<p>地目の変更 田や畑を宅地にしたいとき。</p> <p>地目変更登記</p>
<p>土地の境界確定</p> <p>土地を測量して正しい境界を確定させたいとき。(境界による近隣トラブルを未然に防ぎ、大切な不動産を守るために必要です。)</p> <p>境界の指標  どこまでが自分の土地かはっきりしない部分がある場合、土地を売却する時に面積が変わり土地の査定に影響してきます。</p>		

司法書士

<p>新築 建物を新築したとき。</p> <p>保存登記</p>	<p>氏名・住所の変更 不動産の登記名義人の住所や名前が変わったとき。</p> <p>登記名義人住所変更登記</p>	<p>借入・借換 住宅ローンを組んだ、借り換えた、完済したとき。</p> <p>抵当権(設定 / 抹消)登記</p>
<p>売買 中古住宅を購入したとき。</p> <p>所有権移転登記</p>	<p>贈与 不動産を贈与したとき。</p> <p>贈与登記</p>	<p>相続 不動産を相続したとき。</p> <p>相続登記</p>



四国司法書士法人

087-802-1459

〒768-0018 香川県高松市天神町 10-5 高松セントラルスカイビルディング 7F

プライバシーポリシー

四国司法書士法人では業務上使用する相談者、依頼者、関係者などの個人情報について個人情報保護に関する法令その他規範を遵守し、個人情報の保護に努めております。